（※参考）

 　　　　　　　　　特定委託業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、屋久島町が発注する屋久島クリーンサポートセンター運営管理業務委託を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、 共同企業体（以下「企業体」という。）と称　する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和 年 月　日に成立し、第１条に規定する委託の委託契約の履行後１２ヶ月　を経過するまでの間は解散することができない。

 ２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

 ３　当企業体は、第１条に規定する委託を受託することができなかったときには、前２項の規定にか　かわらず、当該委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 所在地

 商号又は名称

 所在地

 商号又は名称

 所在地

 商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　 を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、第１条に規定する委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行　うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、提案に関する権限、委託　料の請求、受領に関する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託の履行の基本に　関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項　について協議の上決定し、第１条に規定する委託の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は第１条に規定する委託の委託契約の履行及び下請契約その他の委託の履行に伴い　当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　 とし、共同企業体の名称を冠　した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、第１条に規定する委託の完了後決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員に利益金　を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員が欠損　金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（委託途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が第１条に規定する委託を完　了するまでは、脱退することはできない。

 ２　構成員のうち委託途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構　成員が共同連帯して当該委託を完了する。

 ３　第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退　構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割　し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

　４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じ　た場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した　金額を返還するものとする。

 ５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託途中において重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

　２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

　３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用する　ものとする。

（委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが委託途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責任が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、第１条に規定する委託につき、引渡した業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは各構成員は、共同連帯してその責任に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　 外　　 社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

 　　　　　代表構成員　　所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

 　　　構成員　　所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印